

○鴨川市健康づくり推進協議会設置要綱

平成17年 2 月11日

告示第50号

改正 平成19年 3 月30日告示第31号 平成24年 3 月30日告示第54号

平成30年 3 月30日告示第77号

(設置)

第1条 総合的な健康づくり対策を推進するため、鴨川市健康づくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、市民の総合的な健康づくりのための方策について市長の諮問に応じ事業計画の推進その他実施に関し、必要な調査及び建議を行うものとする。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 保健医療関係団体及び民間団体の代表者

(3) 関係行政機関及び学校の代表者

3 委員に委嘱された者が会議に際し事故のため出席できない場合は、前項第1号に掲げる委員を除くほか、当該団体事業所及び行政機関の関係者のうちから代理者を選出させ、その職務を代行させることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 その職にあるため委員となった者の任期はその在職期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(招集)

第6条 推進協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 委員の3分の1以上から協議会招集の請求があったとき。
- 2 会長は、前項第1号を除くほか、協議会を招集しようとするときはあらかじめ市長に通知しなければならない。

(会議)

第7条 会長は、会議の議長になり議事を整理する。

- 2 推進協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 推進協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 推進協議会の事務を補佐するため、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、推進協議会の議事に関する事案の調査、資料の収集及び提供を行うものとする。
- 4 幹事は、推進協議会に出席して意見を述べることができる。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成17年2月11日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第31号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第54号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第77号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。